

〔第305回朝食会結果〕

「最近の外国人技能実習生の受け入れ問題と

アトム・ジャパンの取り組みについて」

「関東職業能力開発促進センターの取り組みについて」

をテーマに開催しました！

第305回朝食会は、5月15日(火) 8時10分より、HOTEL THE KNOT YOKOHAMAにて39名の出席で開催致しました。

当日は、加藤卓郎会長欠席のため、永澤実副会長が座長を務め「本日はご多忙のところ御出席ありがとうございます。本日は外国人研修生の受け入れ問題及び関東職業能力開発センターの取り組みについてをテーマに行いますが、最近労働力不足と言われている中でタイミングの良いお話かと思っており、私共の生産現場でも実習生を受け入れている状況もありますので勉強させて頂きたい」と挨拶されました。事務局より、初出席の方の紹介と、今般経済局の担当が替わり、初出席頂いた千頭和夏季氏を紹介し、連絡事項を報告後に講演に入りました。

最近、外国人労働者の雇用も急速に高まりつつある中、企業における外国人労働者のニーズも高まりつつあること、一方では雇用における外国人労働者のトラブルも発生している現状にもあることから、「国人技能実習生の受け入れ問題とアトム・ジャパンの取り組みについて」と題して、公益法人国際人材育成機構理事渡貴伸二氏をお迎えして講演頂きました。(以下要旨です)

日本に在住する外国人の方々は、250万人と非常に多くなってきています！



私どもは、外国人技能実習生を受入れている監理団体の一つですが、公益財団ということで、技能実習制度とはこういうものだという事、技能実習制度の良いところ、悪いところ、活用の仕方についてお話をさせていただきます。

先ず、技能実習制度について話をさせていただきます。今、日本に居る外国人は、250万人になろうとしています。そのうち技能実習生は25万人とここ数年で

激増しています。技能実習制度は25年前、当初は「研修制度」としてスタートし、入管法の改正を経て「実習制度」となり現在に至っています。技能実習制度には3つの制約があります。一つ目は期限の制約、二つ目は職種別の制約、そして三つ目は受入人数の制約です。これが昨年の改正法施行によって、一定の条件を満たせば

期限3年が5年まで延長でき、受入人数も従業員数の5%から10%まで拡大できることになりました。また職種については77職種ですが、昨年の11月から「介護」まで実習生の受入が認められました。

実習生の出身国を見ると、顕著なのが10年前、中国2万人ベトナム2,000人だったものが、現在は中国の人口14億人、ベトナム人口9,500万人に対し、中国が32,000人、ベトナムが44,000人と圧倒的にベトナムが増えてきています。

在留先を県別に見た場合、愛知県は2万人を超えており、これは自動車産業、ものづくりの実習生が多いということです。茨城県は11,000人で農業関係が多いです。神奈川県では、7,000人が実習に励んでいます。



職種については、いわゆるものづくりからスタートしましたが、最近では自動車整備、ビルクリーニング、それに先ほど申し上げた介護が加わりました。

時節柄建設業が増えています。また、受入企業は20名未満が圧倒的に多く、技能実習生を活用しています。

実習生の保護と制度の適正な運用ということで、昨年 11 月新しい法律が施行されました！

制度について良い面と悪い面があると申し上げました。20 数万人の実習生が在留していると申し上げましたが、一昨年のデータで失踪者が 6,000 人を超えているということです。全体の 3%に当たります。いろいろな事情があると思いますが、一つには実習希望者が母国の送出し機関に保証金等費用が掛かっているケースもあり、借金を背負って日本に来て、収入を得ながらも返し切れずの悪徳ブローカーなどの誘いを受け他で働くケースがあります。

もう一つ実習制度の大原則ですが、母国で就いていた仕事、例えば建設の仕事をしてきた人は、日本で建設仕事をする事で、日本の技能を習得しレベルアップして帰国し、母国に帰って建設の仕事に就くという「前職要件・復職規程」がありますが、不正行為もあり実際の技能制度にそぐわない事例もあります。（因みにアイム・ジャパンにおいては、送出し機関がインドネシア、タイ、ベトナム、バングラデシュ、スリランカ各国政府であり、この前職要件・復職規定の適用除外となっており、意欲のある若者であれば受け入れ可能です。）

また、賃金等の不払い、名義貸し、技能実習計画との齟齬など不正行為も多くあり、監理団体、企業が摘発されています。そのような実態を踏まえ、実習生の保護と実習制度の適正な運用を目的として、一昨年 11 月新しい法律が制定され、昨年 11 月に施行されました。厳しい条件のもとでアイム・ジャパンも業務を行っています。

監理団体には一般監理団体、特定監理団体があり、一般監理団体はいわゆる優良団体ということで受入期間の 5 年への延長、受け入れ枠の 5%から 10%への拡大が可能になります。ただし受入企業が一定の条件のもと優良企業と認められること、実習生が 1 年目・3 年目で試験を受け合格することが大前提です。

これらを所管する「外国人技能実習機構」が新たに作られ、札幌から熊本まで事務所があり、監理団体や受入企業が適正に実習を行っているかの監理指導を行い、違反した場合には罰則制度も設けられました。

アイム・ジャパンではこれまで 50,000 人の実習生を受入れ、現在 8,000 人が

日本国中で技能習得に励んでいます！

アイム・ジャパンの実習プログラムですが、アイム・ジャパンでは受入開始から 25 年間で 50,000 人の実習生を受入れ、現在北海道から沖縄まで全国に亘り 8,000 人が在留し技能習得に励んでいます。中でも当初から受け入れているインドネシアにおいては、帰国した実習終了者 7,000 人が起業、社長として母国発展の担い手になっています。

また、他にない特色として、送出し機関がインドネシア、タイ、ベトナム、バングラデシュ、スリランカ各国政府であることです。各国の日本における厚生労働省がリクルートした実習生を受入れ、各企業に配属しています。これは、全国に 2,000 あるといわれる監理団体の中で私どもだけです。

職種は、機械金属等製造、建設関係が多いのですが、食品・繊維その他製造、最近では、自動車整備、ビルクリーニング（含むベッドメイク）、惣菜、介護まで広がってきました。

お申し込みから配属までの大まかな流れです。

期間として、お申し込みをいただいてから、約 8 か月かかります。その間実習計画の作成、認定申請、ビザ申請・認定等の手続き、一方母国での日本語習得を重点に事前研修を現地政府施設



で6か月、その後法律で定められた入国後講習を一か月行います。

実習生は、高卒以上 20 代の意欲ある若者です。アイム・ジャパンでは起業して社長になりなさい教育を徹底しています。日本におけ

る入国後研修は、埼玉県春日部にあるアイム所有のトレーニングセンターに毎月 300~400 人入所し日本語習得に励みます。その時点で配属先が決まっていますので社長さん宛に手紙を書きます。お手許の資料のと通りのレベルです。

トレーニングセンターのご視察は、事前にご連絡いただければ、対応させていただきます。

経費についてです。大まかに二つ、管理経費と実習生に支払う給料です。管理費用については、3 年間で一人当たり 220 万円です。現地での事前講習費、日本に来る日本から帰る航空運賃、アテンド費用、保険などで、それを 36 回に分け毎月 5 万円ないし 6 万円お支払いいただきます。

これに加えて、実習生は企業と労働協約を結びますので給料が発生します。給料はその地域の最低賃金をクリアする形で設定する必要があります。具体的には、受入企業とご相談のうえ設定することになります。

成功事例についてお話しします。浜松の企業で機械加工の実習を行い、帰国して縫製工場を立ち上げたインドネシア実習生です。実習先の社長さんにとにかく規律を守る、時間を守る、社員を大事にしなさいとの教えを守って、縫製工場でするので若い女性、子供もいるということで工場内に保育所と病院をつくったそうです。就職希望者が増え現在 500 人規模の企業になったとの事。なおかつ、製品もすべて EU、アメリカに輸出しており、最近では施設の中に学校をつくって近郷近在の人を対象に人材の育成もやっているようです。(その他実習生の成功事例を説明)

実習生リクルートの様子(インドネシアにおける)

インドネシア実習生の失踪はほとんどありません。その要因の一つインドネシア政府によるリクルートです。インドネシアにおいては多くのステップを踏んで一つ一つクリアしないと次のステップに進めず、結果実習生として日本に来ることができません。

特に出身地域の村長さんから推薦状をもらってきます。もしその地域から失踪者が出た場合は、しばらくはその地域からリクルートしない、そのくらいの厳しさです。算数のテストもします。掛け算、割り算、引き算、足し算、面積・体積、円周率、文章問題等 15 分以内に 20 問を 70% 正解しないと次のステップに行けません。身体検査もありますが、刺青、ピアス、メガネなどもだめです。

体カテストも行います、3 kmを 15 分以内で、腕立 35 回、腹筋 25 回、炎天下ですので救急車、医師、看護師待機です。インドネシア労働省が無料で日本語習得のため 12 の課題を宿題としてだし、結果テストも行います。

それぞれのステップを踏んで、家族面談も行います。家族にも実習制度について十分に理解させ、ためたお金は実習生が起業するための原資であることを徹底します。これらを経て晴れて技能実習生として日本の企業で実習に励みます。以上ですが、制度についてご興味、もっとお聞きになりたいことがありましたらご連絡ください。

質疑に入り、優秀な方を送っていただけるのですが実習生がその企業の仕事に向いてない・合わない場合雇用契約を解除することが可能かどうかとの質問があり、回答としては、雇用契約は 1 年ごとなので労働法規的には可能であるが、実習生は 3 年もしくは 5 年のつもりで来日しております。

したがって就業規則違反でもなければむやみに解雇はできず、



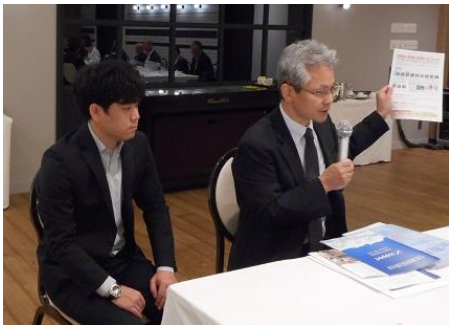
アイム・ジャパンが間に入り実習生に会社の考えを説明し、改善するように指導します。しばらく様子を見ていただきそれでもダメな場合は会社様・実習生がそれぞれ納得する方法で解決に当たります。

仮に帰国することになったとしても、肝心なことは、実習生が日本に対し(企業に対し)好印象を持って帰国してもらうということです。

問合せ先 公益財団法人国際人材育成機構(略称 アイム・ジャパン)
電話 03-5645-5628 FAX 03-5645-5632

人材がほしいと言う事であれば、求職者支援の窓口にお問合せください！ 生産性向上に資する訓練コースを国の施策の一環として行っています！

引き続き、「関東職業能力開発促進センターの取り組みについて(ポリテクセンター関東)」と題して、当該センターの事業内容及び訓練生の採用のお願いを中心に、ポリテクセンター関東訓練第二課恵良修二氏(写真右下)にお話し頂きました。



私どもポリテクセンター関東は厚生労働省管轄の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する公共職業訓練施設で正式名称を関東職業能力開発促進センターと言いまして通称名ポリテクセンター関東ということでご案内をしています。

施設は横浜の希望が丘にございまして、ものづくり技術系の職業訓練として対象者別に大きく分けて二つの訓練を行っております。一つは企業在職者の方向けの短期間のスキルアップ訓練でございます。これを能力開発セミナーと言いまして居住

系、電気・電子系、機械・金属系などのものづくり分野を中心とした年間約 400 弱のコースを開講し、多くの企業のみなさまに学んで頂いております。

訓練生の就職斡旋も行っており受講者の募集段階からハローワークと連携をして支援をしています！

また、今、私どもはこのセミナーとは別に生産性向上支援訓練と言う生産性向上に資するような訓練コースを作りご利用を募っております。これにつきましては後程触れさせていただきます。

もう一つの訓練は、離職者向けの再就職支援訓練でございます。離職された方の再就職のために技術訓練を行い早期就職を目指すものでございます。これはアビリティ訓練と言いまして離職中の受講者に対して6ヶ月～7ヶ月訓練を行っております。この訓練の受講者につきましては筆記試験を受けていただき一定の学力レベルを確保するようにしております。また、この訓練生の就職斡旋も行っており、受講者の募集段階からハローワークと連携をして支援をしているところです。なお、私どもポリテクで扱う求職者は私どもの訓練生だけでハローワークのような一般的な就職斡旋機能はございません。最近では年間600名ほどが学んで修了されていますので、こういう分野の人材がほしいと言う事であれば求職者支援の窓口(ポリテクセンター関東訓練一課 電話 045-391-2848)にお問合せください。ここでは登録いただいた企業向けに「求職者人材情報誌」も送付しております。これは訓練修了の約2ヶ月前に就職希望の訓練生のプロフィールを発信する冊子でございます。これに基づき指名求人申込をいただき面談マッチングへつなげていくこととなります。ただ、昨今は求人需要環境から採用競争も激しくマッチングする難しさがでてきてはいますが指名求人とは別に求人票の受付けも行っておりますのでご利用頂ければと思います。

生産性向上支援訓練は売上げ向上、組織マネジメント、

生産・業務プロセスの改善といった4つのカテゴリーに52本のコースがあります！

さて、企業の在職者向けで私どもが特に力をいれておりますのが生産性向上支援訓練でございます。国の施策の一環として生産性向上に資するような内容のコースをラインナップしております。この訓練では、売上げ向上、組織マネジメント、生産・業務プロセスの改善といった4つのカテゴリーに52本のコースがあり、ものづくり以外の事業領域でもご利用可能なコースも多数含まれております。実施方法の特徴的な点としては企業単位の講師派遣、ご要望に合わせたカリキュラム内容のカスタマイズ、6時間から30時間までの訓練時間が選べるなどがございます。

受講料は訓練時間によりお一人当たり3,000円～6,000円(税抜)の定額となっております。

是非ご利用頂ければ幸いです。なお、ご連絡いただければカリキュラム概要のご説明伺います(連絡先:ポリテクセンター関東訓練第二課 045-391-2819 恵良(えら))。

